

国税徴収法 解答速報

第 75 回税理士試験 国税徴収法解答速報（令和 7 年 8 月 11 日現在）

この解答速報は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕－40 点－

問 1（20 点）

(1) 交付要求と参加差押えの効力及び効果の異同

交付要求と参加差押えは滞納者の財産に強制換価手続が開始された場合に配当の請求を行うという滞納処分の続きの一環である。この交付要求は滞納者の財産に強制換価手続開始された場合に、その執行機関に対して行われる。これに対して参加差押えは、滞納者の不動産等の特定の財産に滞納処分が行われ事実に基づき、差押の要件を満たすことを条件にしてその行政機関に対して行われる。

いずれの手続も先行の執行機関に対して、交付要求書あるいは参加差押書と呼ばれる書面により行われ、これにより配当を受取ることができる効力を有する。さらに参加差押えは重複差押という効力を持つために、不動産等の特定の財産については参加差押えの登記を行う必要がある。

両者は基本的に執行機関から配当を受取ることを目的として行われる滞納処分の手続である。ただし交付要求は先行の執行機関が強制換価手続を解除した場合には、配当を受けるという効果を失うことになるが、参加差押えは先行の行政機関が滞納処分の解除を行った場合には、差押えの効力を引継ぐという効果がある。

さらに参加差押えは先行の執行機関への換価遅延に対する催告や参加差押えに係る行政機関に対して不動産に関する換価を執行する旨の決定をするという効果を有しており、これらは交付要求にはない効果である。

(2) 差押財産の換価の方法

差押財産は特定の財産を除いて換価されることにより換金化される。この換価の方法には公売と呼ばれ、不動産等の高額な財産を、一般公衆を対象にしてその取得に意欲のある者を募集して見積価額以上に入札価額の中から最高の金額を提示した者に換価財産を売却する入札という方法がある。また公売であっても動産等の財産については、競り売り人が購入を希望する者から口頭により価額を競り上げることにより、最高の価額を提示した者に差押財産を売却する競り売りという換価の方法がある。

また、この公売とは別の方法に、法令により規制を受ける財産等、あるいは取引所の相場のある財産、または買受希望者のいない財産などは随意契約と呼ばれる方法により差押財産を売却することもできる。

なお極めて特殊な財産であり公売は勿論、随意契約でも売却ができない差押財産については公売直前の見積価額で国が買い入れる方法もある。

(3) 換価の猶予の補正等

① 申請書等の補正

換価の猶予の申請があった場合には、記載内容を確認し、申請書又は添付書類の記載に不備があることによって猶予の適否の判断を適切に行うことができないとき、又は添付書類の提出がないときは、申請者に対し、申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出を求める。

この場合に申請者と連絡が取れない場合、連絡等による補正の求めに対し、納税者が相当の期間（概ね 1 週間程度）内に補正しない場合は、「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」を送付することにより、納税者に対して補正を求める

② みなし取下げ

次に掲げる場合に該当するときは、換価の猶予の申請を取り下げたものとみなされる。

イ) 申請者が補正通知書を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に補正後の申請書等を提出しなかったとき

ロ) 申請者が補正通知書を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に改めて申請書等を提出した場合であっても、補正通知書により補正を求めた事項の全部又は一部について補正がされていなかったとき

問 2

(1) 国税徴収法における相続に係る規定の趣旨及び概要

国税徴収法では相続があった場合には、その納税義務が被相続人から相続人に承継されることを基本としている。また、この時には被相続人の滞納国税は被相続人の財産から徴収すべきとされており、これは相続人の本来の財産に被相続人の滞納国税の負担をさせるべきではないという趣旨によるものである。これが第 51 条第 1 項において訓示規定と明確に定められている。

また、この規定の制度的保障として、被相続人の国税につき相続人の固有財産が差押えられた場合には、その相続人は、税務署長に対し、他に換価の容易な相続財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産により当該国税の全額を徴収することができることを理由として、その差押換を請求することができるとしている。

(2) 各相続人の承継税額及び納付責任額

相続があった場合には、相続人は、その被相続人に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

この場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が承継する国税の額は、承継する国税の額を民法の規定による法定相続分より按分して計算した額とする。

① 各相続人の承継税額

本問では法定相続人は X の配偶者 A、長男 C、次男 D、長女 E、三男 F の代襲相続人である H 及び I である。ただし長女 E は相続を放棄しておりここからは除外される。

これにより滞納国税の金額を、各人の法定相続分を基礎に按分すれば、その承継金額は下記のとおりとなる。各人はこの金額を限度にしてその納付を行うべき責にある。

$$\text{配偶者 A: } 1,200 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} = 600 \text{ 万円}$$

長男 C : $1,200 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 200 \text{ 万円}$

次男 D : 〃 =200 万円

代襲相続人H： $1,200 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 100 \text{ 万円}$

代襲相続人Ⅰ： 〃 =100万円

② 相続財産の額

配偶者 A : 5,000 万円 (甲不動産)

長 男 C : 2,000 万円 (乙不動産)

次 男 D : 500 万円 (丙銀行預金)

代襲相続人H： 600 万円(丁銀行預金)

代襲相続人Ⅰ： なし

③ 各人の納付責任額

上記の①承継税額と②相続財産の評価額を比較すると A、C、D、及び H はそれぞれ相続する財産の評価額内において、その国税を納付することが可能である。

配偶者 A : 5,000 万円 (甲不動産) $- 600$ 万円 $= 4,400$ 万円 > 600 万円 $\therefore 600$ 万円

長男 C : 2,000 万円 (乙不動産) $- 200 \text{ 万円} = 1,800 \text{ 万円} > 200 \text{ 万円} \therefore 200 \text{ 万円}$

次 男 D: 500 万円(丙銀行預金) - 200 万円 = 300 万円 > 200 万円 $\therefore$ 200 万円

代襲相続人H： 600万円(丁銀行預金)－100万円＝ 500万円＞100万円 ∴100万円

相続人のうち、相続によって得た②の財産価額が上記①により計算した国税の額を超える者があるときは、その相続人は、その超える価額を限度として、他の相続人が納付義務を承継する国税を納付する責任を負う。本事例では相続人Ⅰは、②の相続した財産がないために、他の相続人が納付義務を承継する責任はないと考えられる。

〔第二問〕－60 点－

問 1

絵画①については損害保険が付されており、この絵画①の差押に際してその旨が保険会社 C に通知されている。これにより火災発生により、保険会社 C から支払われる保険金について、滞納国税が支払を受けることが可能である。

その後この絵画①が火災により焼失したために、保険会社から保険金の支払が行われることになるが、この支払請求権について金融機関 D が質権を設定しているために滞納国税とこの質権が競合することになる。

この保険金の支払が行われる場合、滞納国税と質権の優劣の判定は国税徴収法第 15 条により、滞納国税の法定納期限等を基準にして行われる。これにより滞納国税の法定納期限等が令和 5 年 5 月 31 日に対して、質権の設定日が令和 6 年 1 月 15 日であることから保険会社 C から支払われる保険金 100 万円は全額が滞納者 X の滞納消費税及び地方消費税に充当されることになる。

問 2

国税徴収法第 75 条では滞納者の最低生活の保障、生業の維持、精神生活の安寧、また社会保障制度の維持を目的にして、一定の財産については差押が禁止されている。これにより本事例では絵画②(評価額：50 万円)と賞杯(評価額：5 万円)の二つが差押禁止財産に該当する。なお外国通貨(邦貨換算：60 万円)は動産として差押えの対象になる。

この場合の絵画が差押禁止財産とされる理由は、創作中であり公表前であることからその後の著作権となり得る権利を保護しようという趣旨によるものである。また賞杯が差押禁止財産とされる理由は、滞納者の名誉に係る章票であることから、その名誉を尊重し精神生活の安寧を保護しようという趣旨によるものである。

問 3

滞納者 X は株式会社 A の役員を令和 5 年 1 月 10 日から令和 7 年 3 月 30 日までの 2 年 2 カ月 20 日間在職している。これにより退職金の差押可能額を計算すると下記の金額になる。

(1) 差押禁止額

① 退職手当等から差し引かれる租税公課相当額

イ)	源泉徴収に係る所得税	60,000 円(千円未満切上)
ロ)	特別徴収に係る住民税	37,000 円(千円未満切上)
ハ)	社会保険料	54,000 円(千円未満切上)
ニ)	合 計	60,000 円 + 37,000 円 + 54,000 円 = 151,000 円

② 最低生活費保障額

$$\{100,000 \text{ 円(滞納者本人)} + 45,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 名(生計を一にする親族数)}\} \times 3 = 570,000 \text{ 円}$$

(千円未満切上)

③ 支給期間対応額

勤務期間が、2 年 3 カ月であり 5 年以下であるために対象額はなし

④ 差押禁止額 ① + ② = 721,000 円

(2) 差押可能額 2,740,000 円 - 721,000 円 = 2,019,000 円

問 4

1. 同族会社の第二次納税義務

同族会社である株式会社Aは個人株主BとXが出資者となっている同族会社である。その後Xが一部増資を行っているが、同族会社である会社形態に変化はない。さらにXが株式会社Aに出資した後、Xは消費税及び地方消費税を滞納しており、その保有するA社株式について滞納処分を執行してもXの滞納国税を徴収することができない状況である。

Xには滞納処分を執行すべき財産が、すでに株式会社A社株式しか存在しないことを理由にして、その滞納国税について、株式会社Aを第二次納税義務者として個人株主Xの滞納国税を賦課することが考えられる。

2. 成立要件

本問の事例によれば、下記の要件を満たすために国税徴収法第35条の同族会社の第二次納税義務の適用により、個人株主Xの滞納国税を株式会社Aから徴収することが可能である。

- (1) 滞納者であるXは、その判定の基礎となる株主として選定した場合に、同族会社となる株式会社A社株式を保有している。
- (2) このX保有する株式400株の内300株は滞納国税の法定納期限である令和5年3月31日の1年前の日後にあたる令和5年2月20日に取得している事実がある
- (3) 滞納者Xの所有する株式会社Aの株式につき再度換価に付しても買受人がない。
- (4) 滞納者Xが所有する同族会社であるA社株式以外に滞納処分を執行しても、なお徴収すべき財産に不足があると認められること。

3. 第二次納税義務を負う者

本問では上記の同族会社の第二次納税義務の要件を満たすために、株主である滞納者Xの滞納国税について、株式会社Aが具体的な第二次納税義務者になる。

4. 第二次納税義務の範囲及び限度

現時点で滞納者Xは株式会社Aの株式400株を保有しているが、この内の100株は滞納国税の法定納期限である令和5年3月31日の1年以上前である令和元年7月12日出資したものであるために除外され、令和5年2月20日に取得した300株相当分だけが第二次納税義務の限度になる。

ただし、本事例では絵画①に係る保険金からの配当金、外国通貨、退職手当を考慮する必要があり、これにより滞納国税の金額は当初の金額15,000千円から11,381千円(＝滞納国税：15,000千円－絵画の保険金：1,000千円－外国通貨：600千円－退職手当：2,019千円)に減少しており、この金額を限度に第二次納税義務を賦課することになる。

限度額： $\frac{4,300\text{万円}-2,600\text{万円}}{1,000\text{株}} \times 300\text{株} = 510\text{万円}$

解説

〔第一問〕

問 1

(1) 交付要求と参加差押えの効力及び効果の異同

かつて何度か出題されている交付要求と参加差押に関する異同についての問題です。

ただし、今回の出題は「効力及び効果の異同」とされていますから、この点に着目して解答を組み立てなければなりません。特に効果の異同点については疑問の余地はありません。しかし、効力の異同点についてはその記述に少々悩むところです。これについて解答では要件を中心して交付要求が単なる配当請求であり、参加差押え配当請求と同時に重複差押である点を説明しています。

本問は解答欄が 17 行であることを考慮して、効力及び効果について明確な区別をすることなく、本来の交付要求と参加差押えの両者の相違点が記述できていれば十分です。

(2) 差押財産の換価の方法

換価の方法についてという極めて抽象的な出題であり、公売や随契契約について解答すべきことは容易に想像ができます。しかし、これらをどこまで、あるいはどのような方法で記述するかを考えなければなりません。解答用紙は 17 行用意されていますから、このスペースの中で公売に関する入札と競り売り、また随意契約、さらに現行では法規定はありますが実際には行われることがない国による買入れを簡単に記述することになります。

ここでも 17 行というスペースを考えれば、公売に関する詳細については記述不要です。それぞれの換価方法の概略が説明されていれば良いでしょう。

(3) 換価の猶予の補正等

この換価の猶予における申請書の補正及びみなし取下げは国税徴収法、あるいは国税徴収法の基本通達にも具体的な規定等はありません。これは徴収職員が滞納処分を実際に行う際の参考とするために、国税庁から公表されている実務提要の中の「納税の猶予等の取扱要領主要項目」の中の第 4 章換価の猶予の許可等に関する手続の中にあります。

当然ながら本問の解答をすることは一般の受験生には不可能あり、なぜこのような事項が出題されたのか甚だ疑問のあるところです。このように考えれば、この問題に関して配点はほぼ無いと思われ、白紙であっても可否には影響ないと考えてください。

問 2

令和 6 年度では滞納処分の効力という出題が行われ、引継ぎ令和 7 年度ではより具体的に相続における滞納処分の差押換えの請求、あるいは滞納国税の具体的な承継額についての出題が行われています。その解答内容は下記の通りです。

(1) 相続があった場合の差押の規定について

国税徴収法では相続があった場合には、被相続人の納税義務が相続人に承継されるとされています。この時には被相続人の滞納国税は被相続人の財産から徴収すべきとされています。しかしこれは訓示規定としての意義があり、実際には相続人の固有財産について被相続人の滞納国税の差押が行われることが考えられます。

そこで国税徴収法では、このようなことが起こった場合には、相続人から差押換の請求ができるという制度的な保障を行なっています。本問では、この相続人からの差押換の請求に関する内容を記述させることを中心にして出題をしています。この点が正確に記述できたかどうかを点検してください。

(2) 相続における具体的な承継税額等について

本問は相続に関して、被相続人の滞納国税を具体的に、どれだけを相続人に承継させるかという出題です。

ただし、問題の資料では相続人等の親族関係が複雑に示されており、民法における法定相続分を理解していなければ解答ができなという内容になっており、資料の中には相続人の範囲、相続の放棄、代襲相続など、複雑な内容を含んでいます。この点を考えると国税徴収法の知識だけでは、解答が困難な出題であり、国税徴収法の試験内容としては些か疑問のある出題ではあります。

このよう考えると問1(3)の「換価の猶予における申請書の補正等」の問題と同様に、大きな配点はなく、解答することができなくても他の受験生との大きな得点差は出ないと思われます。この点を参考にして模範解答を一読してください。

〔第二問〕

本問は複数の財産等を提示することにより、これらの財産に滞納処分が行われた場合の具体的な徴収額などを解答させる総合問題です。問題の前半では同族会社の第二次納税義務が発生していることが容易に判断できます。これについては問4においてその記述が求められています。これ以外にも保険金の差押や差押禁止財産や退職金の差押可能額の算定などが出題されています。

この第二問は、ある意味では第一問よりも解答が容易な印象があります。したがって、第一問での得点不足をこの第二問でどれだけ補えるかということが合格のための重要な要素になります。以下各問の解答内容は下記のとおりです。

問1

損害保険が付されている絵画に差押えを行った後、火災によりその絵画が焼失し、これに伴い支払いを受ける損害保険金に質権が設定された場合の徴収金額が問われている問題です。

本問では滞納国税と支払請求権に設定された質権の優劣を判断しなければなりません。これについては国税徴収法第15条に従い、保険金の支払請求権に質権が設定された日付と滞納国税の法定納期限等を比較してその優劣を判定することになります。これにより滞納国税の法定納期限等の方が、保険金の支払請求権に質権が設定された日付より早いために、保険金は全額滞納国税に配当されることになります。

問2

国税徴収法では滞納者の最低生活の保障、生業の維持、精神生活の安寧、また社会保障制度の維持を目的にして、一定の財産についてはその差押が禁止されています。

本問は三つの財産の中から、未発表の絵画と賞杯の二つの財産を差押禁止財産として選択させる問題です。この財産の選択については疑問の余地はありません。したがって、容易にその選択

は可能です。ただし、問題ではその差押が禁止されている趣旨を説明せよとしていますから、財産の選択以上にこの趣旨を正しく説明することが本問のポイントになります。

これつき絵画は創作中であり、公表前であることからその後の著作権となり得る権利を保護しようという趣旨によるものであり、また賞杯の差押禁止は、滞納者の名誉に係る章票であることから、その名誉を尊重し精神生活の安寧を保護しようという趣旨であることをそれぞれ説明することになります。

問 3

給与所得者については最低生活の保障のために給与等について一定の金額が差押禁止額として定められています。同様に退職手当等についても、退職後の滞納者の最低生活の保障として差押禁止額が定められています。これらの算定にはついては国税徴収法第 76 条により定められています。本問ではこの規定に基づき差押禁止額を算出して、具体的な差押可能額の金額を計算することになります。

この金額の計算の基礎となる資料は問題文において概ね提示されています。しかし、支給対象期間対応額の計算の基礎になる勤続期間が明示されていません。しかし、これについては資料の 3 及び 8 により 2 年 2 カ月と 10 日であることが判明しますので、これを参考にしてその計算することになります。ただしこの勤続期間は 5 年を超えていないので支給対象期間対応額はゼロということになります。

問 4

近年では常連の出題である第二次納税義務に関する出題です。今回は平成 29 年度にも出題された、国税徴収法第 35 条の同族会社の第二次納税義務に関する事例問題です。

本問では、問題資料の前半から同族会社の第二次納税義務が発生していることは容易に判断することができます。ただし、この中で要件の一項目である滞納国税の法定納期限の 1 年以上前に取得し株式は対象にならないために、令和元年 7 月 12 日に取得した 100 株は除外される点に注意が必要です。これにより X が現在保有する株式会社 A 社株式 400 株の内 300 株だけが第二次納税義務の範囲になります。

上記の点に注意しながら成立要件を説明して、徴収することはできる金額を計算することになります。しかし問題資料から、絵画①の保険金からの配当、外国通貨の差押、退職手当の差押金額を考慮すると滞納国税が当初の 1,500 万円から一部減少しています。この点も考慮して第二次納税義務の徴収限度額を解答する必要があるでしょう。

第 75 回(令和 7 年度) 税理士試験 国税徴収法 総 評

本年の出題も昨年同様に解答量の多い出題でした。第一問の中には民法における相続の知識や徴収職員向の実務指針という特殊な内容も含まれていました。ただし、第二問の例年通り第二次納税義務、一般的差押禁止財産や退職金の差押禁止額、保険金にける質権と国税の優先など比較的解答が可能な出第でした。何分にも 11 枚という解答用紙のどれだけの分量の記述ができたかが合否のカギになるものと思われます。

〔第一問〕

問 1

- (1) 交付要求と参加差押えの効果、効力の異同

過去において度々出題されている問題です。今回はこれを「効果及び効力」の異同として出題している点に特徴があります。効力については強制換価手続の解除に伴い効力、換価申立等の相違点を記述しますが効果については交付要求は配当請求であるのに対して参加差押えは重複差押であることを明記することになります。

- (2) 差押財産の換価の方法

換価の方法についてという極めて抽象的な出題であり。公売や随契契約について解答します。解答用紙は 17 行用意されていますからこのスペースの中で公売に関する入札と競り売り、また随意契約、さらに現行では法規定はありますが実際には行われることがない国による買入れについて簡単記述があれば良いでしょう。

- (3) 換価の猶予申請の補正及び取消

本問は国税庁が公表している徴収職員向けの「納税の猶予等の取扱要領主要項目」(事務運営指針)からの出題であり、受験生には解答できない出題です。この問題については白紙であっても合否には影響はありません。

問 2

- (1) 国税徴収法における相続に係る規定の趣旨、及び概要

国税徴収法では相続があった場合には、その納税義務が相続人に承継されるとされています。この時には被相続人の滞納国税は被相続人の財産から徴収すべきとされています。しかし、相続人の固有財産について被相続人の滞納国税の差押が行われることあり、このような場合には相続人から差押換の請求ができることとしています。

- (2) 相続における具体的な承継税額等について

本問は相続に関する滞納国税の具体的な承継額を解答させるという出題です。相続人等の親族関係が複雑に示されており、民法における法定相続分を理解していなければ解答ができなという内容になっています。したがって、国税徴収法の出題内容としては少々疑問があり、本問について十分な記述ができていなくても合否に影響はないと思われます。

〔第二問〕

問 1

差押をした絵画が火災により焼失して、これにより支払われる損害保険金に質権が設定され、滞納国税と質権の優劣を解答することになります。解答のポイントは質権の設定日と滞納国税の法定納期限等を判定の基準として配当金額を求める点にあります。

問 2

一般的差押禁止財産を選択させる問題ですが、この選択は容易にすることができます。本問ではこの財産が差押禁止財産とされている趣旨を問うていますから、この趣旨を説明することが重要です。

問 3

退職手当の差押禁止額の計算ですが、勤続期間を資料の中から推測する点が解答の算出のポイントになるでしょう。基本的な計算問題であり本問でのミスは許されません。

問 4

同族会社の第二次納税義務であることは事例の内容から容易に判断できます。したがって、これにつき成立要件と徴収の限度額を解答することになります。第二問では中心になる出題ですが、内容が平易であるだけに解答の記述漏れやミスは致命傷になる可能性があるでしょう。



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一步を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8/12(火)20:00～

法人税法

8/14(木)20:00～

相続税法

8/15(金)20:00～

消費税法

8/13(水)20:00～

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube ×



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2025/9/30 (火)正午まで

WEB講座の詳細・お申込は



Net-School



0120-979-919 (平日 10:00～18:00)



<https://www.net-school.co.jp/>